

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。作業責任者又は作業従事者を変更する場合も同様とする。

2 作業責任者は、この契約に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この契約に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、この契約において作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育を、全ての作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 作業責任者及び作業従事者は、在職中及び退職後においてもこの契約により知

り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(再委託)

第7条 受注者は、次項に定める発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による業務を第三者へ委託（以下「再委託」といい、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先における作業責任者及び作業従事者その他発注者に求められた事項を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託先の変更を行う場合も同様とする。

3 前項の場合において、受注者が再委託先に提供する個人情報は、再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とする。

4 第2項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託した場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、その履行状況を管理し、及び監督しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にもこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、この契約において利用する個人情報を保持している間は、次に掲げるところにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者に事前に承諾を得た場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれ

と同等以上の保護措置を施すこと。

- (4) 事前に発注者の指示又は承諾を受けて、業務を行う場所で、かつ、この契約による業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の漏えい等の事故の防止その他の適切な管理に必要な措置をとること。

(目的外利用及び第三者への提供)

第10条 受注者は、この契約において利用する個人情報について、この契約による業務を処理する以外の目的で利用してはならない。

- 2 受注者は、この契約において利用する個人情報について、発注者の指示又は承諾（第7条第2項の規定による再委託の承諾を含む。）があるときを除き、第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第11条 受注者は、この契約の終了時に、この契約において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還若しくは引渡し又は消去若しくは廃棄をしなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、この契約において利用する個人情報の消去又は廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を復元困難かつ判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄の内容等を記録し、発注者の求めに応じて書面により報告しなければならない。

(報告)

第12条 受注者は、この契約に係る個人情報の取扱いの状況について、発注者に対して定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、発注者からこの契約に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13条 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地等の検査を行うことができる。

2 発注者は前項に規定する目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第14条 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等の必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時の対応の手順を定めなければならない。

3 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に生じた損害につき、発注者はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。